

訓 練

<情 報>

次の事項が決定されましたので、送付します。

消防庁緊急対処事態対策本部

訓 練

緊急対処事態に関する対処方針

〔平成 19 年 11 月 21 日〕
閣 議 決 定

第 1 緊急対処事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実

1 認定の前提となった事実

平成 19 年 11 月 21 日 9 時 00 分頃、千葉市 JR 海浜幕張駅、JR 千葉駅及び幕張メッセ国際会議場において爆破テロが発生し、多数の死傷者が発生した。

2 緊急対処事態であることの認定

本件事案（本件事案と密接に関連すると認められる事案を含む。）を武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 25 条第 1 項の緊急対処事態であると認定する。

第 2 当該緊急対処事態への対処に関する全般的な方針

1 関係省庁等が一体となり、あらゆる事態に備え、事態の的確な把握に努め、必要な措置を実施する。

2 迅速かつ的確な人命救助及び被害拡大の防止並びに犯人の検挙、全容の解明など事件の早期解決のため、警察、消防、海上保安庁、防衛省、厚生労働省等の関係省庁等が万全の態勢をとる。

3 国民に対し、緊急対処事態への対処に関する状況等について、必要な情報の提供を適切に行う。

第 3 緊急対処措置に関する重要事項

1 緊急対処事態を終結させるために実施する措置

警察機関は、関係省庁等と連携し、犯人の早期検挙、重要施設・地域の警戒・警備等に万全を期す。警察機関によって、対処することが不可能又は著しく困難な場合には、自衛隊が連携して対処する。

2 緊急対処保護措置

(1) 住民の避難に関する措置

緊急処理事態対策本部長は、必要に応じ、緊急処理事態に係る警報の発令、避難措置の指示等を行うものとする。また、地方公共団体は警報の通知・伝達、避難の指示その他の住民の避難に関する措置を講ずるものとする。

(2) 避難住民等の救援に関する措置

国及び地方公共団体を始めとする関係機関は、一体となって、所要の救援の措置を講ずるものとする。この際、被害に応じた医療の提供を重視する。

(3) 緊急処理事態における災害への対処に関する措置

国及び地方公共団体を始めとする関係機関は、一体となって、緊急処理事態における災害の防除及び軽減のため、所要の措置を講ずるものとする。

なお、必要に応じ、生活関連等施設の安全確保、放射性物質等の汚染の拡大防止等の措置を講ずるものとする。

(4) 国民生活の安定に関する措置等

指定公共機関及び指定地方公共機関を始めとする関係機関は、一体となって、緊急処理事態における災害の状況に応じて、電気・ガス・水の安定供給、ライフライン施設等の機能の確保等に万全を期すものとする。

3 特定公共施設等の利用に関する措置

政府〔緊急処理事態対策本部長〕は、緊急処理事態に的確かつ迅速に対処し、特定公共施設等の円滑かつ効果的な利用を確保するため、必要に応じ、特定公共施設等の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を適切に講ずる。

緊急対処事態対策本部及び緊急対処事態現地対策本部の設置について

〔平成 19 年 11 月 21 日
閣 議 決 定〕

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 26 条第 1 項及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 181 条第 2 項において準用する同法第 24 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、緊急対処事態対策本部及び緊急対処事態現地対策本部を設置する。

記

- 1 緊急対処事態対策本部（以下「対策本部」という。）の名称並びに設置の場所及び期間は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 平成 19 年（2007 年）緊急対処事態対策本部
 - (2) 設置場所 総理大臣官邸（東京都千代田区永田町 2-3-1）
 - (3) 設置期間 平成 19 年 11 月 21 日から「緊急対処事態に関する対処方針」（平成 19 年 11 月 21 日閣議決定）が廃止されるまでの期間

- 2 対策本部の構成は、次のとおりとする。

対策本部長	内閣総理大臣
対策副本部長	内閣官房長官
対策本部員	対策本部長及び対策副本部長以外のすべての国務大臣
その他対策本部職員	内閣総理大臣が任命する者

- 3 緊急対処事態現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 平成 19 年（2007 年）緊急対処事態現地対策本部
 - (2) 所管区域 千葉県
 - (3) 設置場所 千葉県庁
 - (4) 設置期間 平成 19 年 11 月 21 日から所管区域において「緊急対処事態に関する対処方針」（平成 19 年 11 月 21 日閣議決定）に基づく緊急対処保護措置を推進するために必要と認める期間

- 4 前各項に定めるもののほか、対策本部又は現地対策本部の運営に関する事項その他必要な事項は、それぞれ対策本部長又は現地対策本部長が定める。

訓練

消防運第1101号
平成19年11月21日

千葉県知事 殿

総務大臣
(公印省略)

緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定について(通知)

標記のことについて、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第183条において準用する同法第25条第1項の規定に基づき別添のとおり都道府県緊急対処事態対策本部を設置すべき都道府県及び市町村緊急対処事態対策本部を設置すべき市町村が閣議決定されましたので通知します。

なお、貴県から当該市長に本通知を送付するとともに、貴県内の他の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

(担当) 消防庁緊急対処事態対策本部
(情報集約班)

訓練

内閣閣第1001号
平成19年11月21日

千葉県知事殿
千葉市長殿

内閣総理大臣

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づき、都道府県緊急対処事態対策本部を設置すべき都道府県及び市町村緊急対処事態対策本部を設置すべき市町村の指定について、別添のとおり通知します。

訓練

都道府県緊急対処事態対策本部を設置すべき都道府県及び市町村緊急対処事態対策本部を設置すべき市町村の指定について

〔平成19年11月21日
閣議決定〕

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第183条において準用する同法第25条第1項の規定に基づき、下記のとおり、都道府県緊急対処事態対策本部を設置すべき都道府県及び市町村緊急対処事態対策本部を設置すべき市町村を指定する。

記

- 1 都道府県緊急対処事態対策本部を設置すべき都道府県
千葉県
- 2 市町村緊急対処事態対策本部を設置すべき市町村
千葉県千葉市

訓 練

消防運第 1 1 0 2 号
平成 19 年 11 月 21 日

千 葉 県 知 事 殿

総 務 大 臣
(公 印 省 略)

緊急対処事態における警報の発令について(通知)

標記のことについて、別紙のとおり緊急対処事態対策本部長から警報が発令されましたので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 1 6 年法律第 1 1 2 号）の規定に基づき通知します。

貴職におかれましては、直ちに警報の内容を貴管内の当該市町村の長、他の執行機関、指定地方公共機関、その他の関係機関に通知するとともに、当該市町村へ送達した結果を消防庁緊急対処事態対策本部まで報告してください。

(担当) 消防庁緊急対処事態対策本部
(情報集約班)

緊急処理事態対策本部第1号
平成19年11月21日10時30分

緊急処理事態対策本部長

緊急処理事態における警報の発令

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づき、下記のとおり警報を発令する。

記

I 警報の内容

（事態の現状及び予測、攻撃が発生したと認められる地域）

- 平成19年11月21日9時00分頃、千葉市 JR 海浜幕張駅、JR 千葉駅及び幕張メッセ国際会議場において爆破テロが発生し、多数の死傷者が発生した。
- 同日9時30分頃、千葉港沖の貨物船に乗船している武装グループから大量のサリンを散布する予告声明が出された。

（住民及び公私の団体に周知すべき事項）

- 政府・関係地方公共団体は対策本部を設置し、救助活動、警戒活動等を実施しています。
- JR 海浜幕張駅、JR 千葉駅、幕張メッセ国際会議場及び千葉港には近寄らないでください。
- 今後、同様の事案が発生する可能性もありますので十分注意し、不要不急の外出を控えてください。
- 市区町村などからの情報、テレビやラジオの放送に注意し、落ち着いて行動してください。

II 付記事項

警報の通知・伝達の 対象となる地域の範囲	<input type="checkbox"/> ①全国 <input checked="" type="checkbox"/> ②以下の地域 千葉県
サイレンを使用する地域	<input type="checkbox"/> ①全国 <input type="checkbox"/> ②例： <input checked="" type="checkbox"/> ③使用しない

注 I の（ ）内の文言については、警報として読み上げなくても結構です。

訓 練

消防運第 1 1 0 3 号
平成 19 年 11 月 21 日

千 葉 県 知 事 殿

総 務 大 臣
(公 印 省 略)

緊急対処事態における避難措置の指示について(通知)

標記のことについて、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 183 条において準用する第 52 条第 1 項の規定に基づき別添のとおり緊急対処事態対策本部長から住民の避難に関する措置を講ずるよう指示がありましたので通知します。当該県におかれましては、直ちに、避難の指示を行ってください。

なお、避難の指示を行った場合は、その内容を消防庁緊急対処事態対策本部まで報告願います。

(担当) 消防庁緊急対処事態対策本部
(情報集約班)

千葉県知事 殿

緊急対処事態対策本部長

緊急対処事態における避難措置の指示

千葉県千葉市で発生した同時爆破事案及び千葉港における不審貨物船事案について住民の避難を行うために、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づき、貴職に対し、下記のとおり所要の住民の避難に関する措置を講ずるよう指示する。

記

1 避難措置の指示の内容

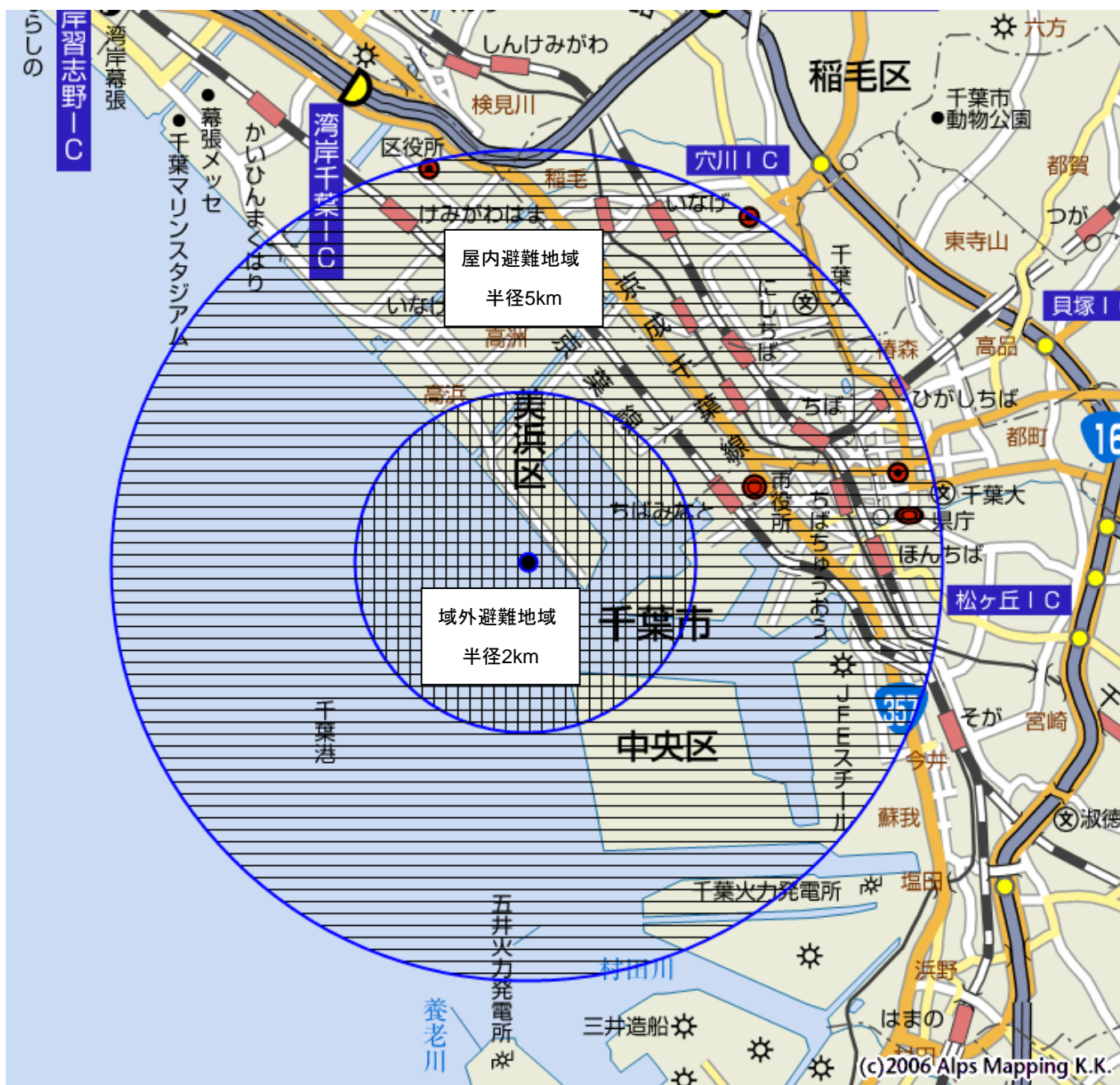
千葉県千葉市のうち別紙の格子表示の範囲内の地域に在る者を当該地域以外の地域に避難させ、横線表示の範囲内の地域にある者を屋内に避難させる措置を講ずること。

2 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

- ・ 関係機関は、連携して、迅速な住民の避難誘導に努めること。
- ・ 避難は関係機関と調整の上、安全な経路・場所を選択すること。
- ・ 避難中に不測の事態が発生した場合には、関係機関は緊密に連携し、避難住民の安全の確保に努めること。

要避難地域

- 1 武装グループ貨物船の位置（北緯 35 度 35 分 55 秒、東経 140 度 04 分 40 秒）から半径 2 Km を域外避難地域とする。（格子表示のエリア）
- 2 武装グループ貨物船の位置から半径 2Km 以上、5Km 以内を屋内避難地域とする。（横線表示のエリア）



訓 練

緊急対処事態対策本部第3号
平成19年11月21日10時30分

千葉県知事 殿

緊急対処事態対策本部長

緊急対処事態における救援の指示

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第183条において準用する同法第74条に基づき、別添のとおり救援の指示をするので、貴職におかれては、その旨千葉市長に通知されたい。

至 急

法定通知

訓 練

緊急対処事態対策本部第3号
平成19年11月21日10時30分

千 葉 市 長 殿

緊急対処事態対策本部長

緊急対処事態における救援の指示

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第183条において準用する同法第74条に基づき、所要の救援に関する措置を講ずるよう指示する。

訓 練

内 閣 閣 第 1 0 0 2 号
平成 19 年 11 月 21 日 10 時 30 分

千 葉 県 知 事 殿

内 閣 総 理 大 臣

化学物質等による汚染の拡大の防止に関する要請

当職は、緊急対処事態における攻撃に伴ってサリンと認められる化学物質による汚染が生じたことにより、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがあると認めるので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 183 条において準用する同法第 107 条第 2 項の規定に基づき、貴職に対し、汚染の拡大を防止するため必要な措置を講ずるよう要請する。

訓 練

消 第 5 1 0 a 号
平成 19 年 11 月 21 日

千 葉 市 長 様

千葉県知事 堂本 暁子
(公 印 省 略)

緊急処理事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定について

このことについて、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 1 8 3 条において準用する第 2 5 条第 1 項の規定に基づき、市町村緊急処理事態対策本部を設置すべき市町村として、別添のとおり貴市が閣議決定され、第 2 5 条第 2 項の規定に基づく指定通知が内閣総理大臣からありましたので送付します。

なお、緊急処理事態に関する対処方針及び緊急処理事態対策本部・同現地対策本部の設置の閣議決定も併せて送付します。

また、都道府県緊急処理事態対策本部を設置すべき都道府県に千葉県も指定されたことに伴い、千葉県緊急対策本部は廃止し、千葉県緊急処理事態対策本部となったことを併せてお知らせします。

別添

- 1 市町村緊急処理事態対策本部を設置すべき市町村の指定の内閣総理大臣通知
- 2 都道府県緊急処理事態対策本部を設置すべき都道府県及び市町村緊急処理事態対策本部を設置すべき市町村の指定の閣議決定
- 3 緊急処理事態に関する対処方針の閣議決定
- 4 緊急処理事態対策本部・同現地対策本部の設置の閣議決定

訓 練

消 第 5 1 0 a 号
平成 19 年 11 月 21 日

市町村長
各 様
関係機関の長

千葉県知事 堂本 暁子
(公 印 省 略)

緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定について

このことについて、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 1 8 3 条において準用する第 2 5 条第 1 項の規定に基づき、都道府県緊急対処事態対策本部を設置すべき都道府県及び市町村緊急対処事態対策本部を設置すべき市町村として、別添のとおり閣議決定された旨、総務大臣から通知がありましたのでお知らせします。

なお、この指定に伴い、千葉県緊急対策本部は廃止し、千葉県緊急対処事態対策本部となったことを併せてお知らせします。

また、緊急対処事態に関する対処方針及び緊急対処事態対策本部・同現地対策本部の設置の閣議決定も併せて送付します。

別添

- 1 都道府県緊急対処事態対策本部を設置すべき都道府県及び市町村緊急対処事態対策本部を設置すべき市町村の指定の閣議決定
- 2 緊急対処事態に関する対処方針の閣議決定
- 3 緊急対処事態対策本部・同現地対策本部の設置の閣議決定

訓 練

消 第 5 1 0 b 号
平成 19 年 11 月 21 日

各 市 町 村 長 様

千葉県知事 堂本 暁子
(公 印 省 略)

緊急対処事態における警報の発令について

このことについて、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、別添のとおり、国の緊急対処事態対策本部長が警報を発令した旨、総務大臣から通知がありました。

つきましては、別添通知内容を付記事項に配慮のうえ、貴下職員及び貴管内住民に周知されるようお願いします。

別添

国の緊急対処事態対策本部長の警報発令

訓練

消 第 5 1 0 b 号
平成 19 年 11 月 21 日

県緊急対処事態対策本部員 様

千葉県知事 堂本 暁子
(公 印 省 略)

緊急対処事態における警報の発令について

このことについて、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、別添のとおり、国の緊急対処事態対策本部長が警報を発令した旨、総務大臣から通知がありました。

つきましては、別添通知内容を付記事項に配慮のうえ、貴下職員等に周知されるようお願いいたします。

別添

国の緊急対処事態対策本部長の警報発令

訓練

消 第 5 1 0 b 号
平成 19 年 11 月 21 日

各 指定地方公共機関の長 様

千葉県知事 堂本 暁子
(公 印 省 略)

緊急処理事態における警報の発令について

このことについて、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、別添のとおり、国の緊急処理事態対策本部長が警報を発令した旨、総務大臣から通知がありました。

つきましては、下記のとおり周知されるようお願いいたします。

記

- 1 交通機関にあつては、別添通知内容を付記事項に配慮のうえ、利用者に周知されるようお願いいたします。
- 2 運輸機関にあつては、別添通知内容の区域への通行を控えるよう職員に周知されるようお願いいたします。
- 3 放送機関にあつては、別添通知内容を付記事項に配慮のうえ、視聴者に周知されるようお願いいたします。
- 4 上記機関以外の機関にあつては、業務の実施に当たり、別添通知内容及び付記事項を配慮してくださるようお願いいたします。

別添

国の緊急処理事態対策本部長の警報発令

訓 練

消 第 5 1 0 c 号
平成 19 年 11 月 21 日

千 葉 市 長 様

千葉県知事 堂本 暁子
(公 印 省 略)

緊急処理事態における避難措置の指示について

このことについて、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、国の緊急処理事態対策本部長から避難措置の指示が千葉県知事にありましたので、別添のとおり指示します。

参考添付

国の緊急処理事態対策本部長の避難措置指示

避 難 の 指 示

本日 10 時 30 分に、国の緊急対処事態対策本部長から、警報の発令及び避難措置の指示がありました。

住民等の避難が必要な地域及び方法を下記に掲げるので、避難されるよう指示します。

記

1 住民等の避難が必要な地域

(1) 地域の外に避難が必要な地域等

地域名

- ・中央区：川崎町、中央港 1 丁目
- ・美浜区：新港、高浜 1 丁目、高浜 2 丁目、高浜 7 丁目
- ・北緯 35 度 35 分 55 秒、東経 140 度 04 分 40 秒を中心として半径 2 k m 以内の海域

(2) 屋内（海域にあっては船室内）に避難が必要な地域等

地域名

- ・中央区：亥鼻 1 丁目、亥鼻 2 丁目、亥鼻 3 丁目、今井町 1 丁目、院内 1 丁目、院内 2 丁目、稲荷町 1 丁目、稲荷町 2 丁目、稲荷町 3 丁目、春日 1 丁目、春日 2 丁目、葛城 1 丁目、葛城 2 丁目、要町、亀井町、栄町、寒川町 1 丁目、寒川町 2 丁目、寒川町 3 丁目、汐見丘町、新宿 1 丁目、新宿 2 丁目、新千葉 1 丁目、新千葉 2 丁目、新千葉 3 丁目、新田町、新町、神明町、末広 1 丁目、末広 2 丁目、末広 3 丁目、末広 4 丁目、千葉寺町、千葉港、中央 1 丁目、中央 2 丁目、中央 3 丁目、中央 4 丁目、中央港 2 丁目、椿森 1 丁目、椿森 2 丁目、椿森 3 丁目、椿森 4 丁目、椿森 5 丁目、椿森 6 丁目、出洲港、道場北 1 丁目、道場南 1 丁目、問屋町、長洲 1 丁目、長洲 2 丁目、新浜町、登戸 1 丁目、登戸 2 丁目、登戸 3 丁目、登戸 4 丁目、登戸 5 丁目、東本町、富士見 1 丁目、富士見 2 丁目、弁天 1 丁目、弁天 2 丁目、弁天 3 丁目、弁天 4 丁目、本千葉町、本町 1 丁目、本町 2 丁目、本町 3 丁目、松波 1 丁目、松波 2 丁目、松波 3 丁目、松波 4 丁目、港町、祐光 1 丁目、祐光 2 丁目
- ・美浜区：磯辺 1 丁目、磯辺 2 丁目、磯辺 3 丁目、磯辺 4 丁目、磯辺 5 丁目、磯辺 6 丁目、磯辺 7 丁目、磯辺 8 丁目、稲毛海岸 1 丁目、稲毛海岸 2 丁目、稲毛海岸 3 丁目、打瀬 1 丁目、打瀬 2 丁目、打瀬 3 丁目、幸町 1 丁目、幸町 2 丁目、高洲 1 丁目、高洲 2 丁目、高洲 3 丁目、高洲 4 丁目、高浜 3 丁目、高浜 4 丁目、高浜 5 丁目、高浜 6 丁目、真砂 1 丁目、真砂 2 丁目、真砂 3 丁目、真砂 4 丁目、真砂 5 丁目
- ・稲毛区：穴川 1 丁目、穴川 2 丁目、穴川 3 丁目、穴川 4 丁目、稲丘町、稲毛 1 丁目、稲毛 2 丁目、稲毛 3 丁目、稲毛台町、稲毛町 5 丁目、稲毛東 1 丁目、稲毛東 2 丁目、稲毛東 3 丁目、稲毛東 4 丁目、稲毛東 5

丁目、稲毛東6丁目、黒砂1丁目、黒砂2丁目、黒砂3丁目、黒砂4丁目、黒砂台1丁目、黒砂台2丁目、黒砂台3丁目、小仲台1丁目、小仲台2丁目、小仲台3丁目、小仲台4丁目、小仲台5丁目、小仲台6丁目、小仲台7丁目、作草部町、作草部1丁目、作草部2丁目、天台1丁目、轟町1丁目、轟町2丁目、轟町3丁目、轟町4丁目、轟町5丁目、緑町1丁目、緑町2丁目、弥生町

・北緯35度35分55秒、東経140度04分40秒を中心として半径5km以内の海域

2 住民等の避難先となる地域等

(1) 上記1の(1)に掲げる地域以外の千葉市内の地域

(2) 上記1の(2)に掲げる地域にあっては、密閉性の高い建物(海域にあっては、密閉性の高い船室内)

3 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

- ・ 関係機関は、連携して、迅速な住民の避難誘導に努めること。
- ・ 避難は、関係機関と調整の上、安全な経路・場所を選択すること。
- ・ 避難中に不測の事態が発生した場合には、関係機関は緊密に連携し、避難住民の安全の確保に努めること。

4 主要な避難の経路

(1) 上記1の(1)に掲げる地域等

- ・ 千葉市が指定する避難施設を避難先として、避難誘導員の指示に従い、ただちに避難すること。
- ・ 警察の設定した立入禁止区域には、絶対立ち入らないこと。
- ・ 海域にあっては、ただちに当該海域外へ避難すること。

(2) 上記1の(2)に掲げる地域等

- ・ なるべく密閉性の高い建物(海域にあっては、密閉性の高い船室内)にただちに避難すること。

5 避難のための交通手段その他避難の方法

(1) 上記1の(1)に掲げる地域等

- ・ 交通手段等は、千葉市が定める避難実施要領に従うこと。
- ・ 自家用車は、在宅の要援護者を避難する場合以外は使用しないこと。
- ・ 携行品は、最低限のものとすること。

(2) 上記1の(2)に掲げる地域等

- ・ 建物(船室)は、窓を閉め、目張りにより密閉すること。
- ・ ガスや水道、換気扇を止め、出来るだけ窓のない中央の部屋に移動すること。

6 その他

避難方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い改めて避難の指示を行う。

訓 練

消 第 5 1 0 c 号
平成 19 年 11 月 21 日

指定地方公共機関の長
各 市 町 村 長 様
関係機関の長

千葉県知事 堂本 暁子
(公 印 省 略)

緊急対処事態における避難措置の指示について

このことについて、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、国の緊急対処事態対策本部長から避難措置の指示が千葉県知事にあり、別紙のとおり、千葉市長に指示しましたのでお知らせします。

参考添付

国の緊急対処事態対策本部長の避難措置指示

避 難 の 指 示

本日 10 時 30 分に、国の緊急対処事態対策本部長から、警報の発令及び避難措置の指示がありました。

住民等の避難が必要な地域及び方法を下記に掲げるので、避難されるよう指示します。

記

1 住民等の避難が必要な地域

(1) 地域の外に避難が必要な地域等

地域名

- ・中央区：川崎町、中央港 1 丁目
- ・美浜区：新港、高浜 1 丁目、高浜 2 丁目、高浜 7 丁目
- ・北緯 35 度 35 分 55 秒、東経 140 度 04 分 40 秒を中心として半径 2 k m 以内の海域

(2) 屋内（海域にあっては船室内）に避難が必要な地域等

地域名

- ・中央区：亥鼻 1 丁目、亥鼻 2 丁目、亥鼻 3 丁目、今井町 1 丁目、院内 1 丁目、院内 2 丁目、稲荷町 1 丁目、稲荷町 2 丁目、稲荷町 3 丁目、春日 1 丁目、春日 2 丁目、葛城 1 丁目、葛城 2 丁目、要町、亀井町、栄町、寒川町 1 丁目、寒川町 2 丁目、寒川町 3 丁目、汐見丘町、新宿 1 丁目、新宿 2 丁目、新千葉 1 丁目、新千葉 2 丁目、新千葉 3 丁目、新田町、新町、神明町、末広 1 丁目、末広 2 丁目、末広 3 丁目、末広 4 丁目、千葉寺町、千葉港、中央 1 丁目、中央 2 丁目、中央 3 丁目、中央 4 丁目、中央港 2 丁目、椿森 1 丁目、椿森 2 丁目、椿森 3 丁目、椿森 4 丁目、椿森 5 丁目、椿森 6 丁目、出洲港、道場北 1 丁目、道場南 1 丁目、問屋町、長洲 1 丁目、長洲 2 丁目、新浜町、登戸 1 丁目、登戸 2 丁目、登戸 3 丁目、登戸 4 丁目、登戸 5 丁目、東本町、富士見 1 丁目、富士見 2 丁目、弁天 1 丁目、弁天 2 丁目、弁天 3 丁目、弁天 4 丁目、本千葉町、本町 1 丁目、本町 2 丁目、本町 3 丁目、松波 1 丁目、松波 2 丁目、松波 3 丁目、松波 4 丁目、港町、祐光 1 丁目、祐光 2 丁目
- ・美浜区：磯辺 1 丁目、磯辺 2 丁目、磯辺 3 丁目、磯辺 4 丁目、磯辺 5 丁目、磯辺 6 丁目、磯辺 7 丁目、磯辺 8 丁目、稲毛海岸 1 丁目、稲毛海岸 2 丁目、稲毛海岸 3 丁目、打瀬 1 丁目、打瀬 2 丁目、打瀬 3 丁目、幸町 1 丁目、幸町 2 丁目、高洲 1 丁目、高洲 2 丁目、高洲 3 丁目、高洲 4 丁目、高浜 3 丁目、高浜 4 丁目、高浜 5 丁目、高浜 6 丁目、真砂 1 丁目、真砂 2 丁目、真砂 3 丁目、真砂 4 丁目、真砂 5 丁目
- ・稲毛区：穴川 1 丁目、穴川 2 丁目、穴川 3 丁目、穴川 4 丁目、稲丘町、稲毛 1 丁目、稲毛 2 丁目、稲毛 3 丁目、稲毛台町、稲毛町 5 丁目、稲毛東 1 丁目、稲毛東 2 丁目、稲毛東 3 丁目、稲毛東 4 丁目、稲毛東 5

丁目、稲毛東6丁目、黒砂1丁目、黒砂2丁目、黒砂3丁目、黒砂4丁目、黒砂台1丁目、黒砂台2丁目、黒砂台3丁目、小仲台1丁目、小仲台2丁目、小仲台3丁目、小仲台4丁目、小仲台5丁目、小仲台6丁目、小仲台7丁目、作草部町、作草部1丁目、作草部2丁目、天台1丁目、轟町1丁目、轟町2丁目、轟町3丁目、轟町4丁目、轟町5丁目、緑町1丁目、緑町2丁目、弥生町

・北緯35度35分55秒、東経140度04分40秒を中心として半径5km以内の海域

2 住民等の避難先となる地域等

(1) 上記1の(1)に掲げる地域以外の千葉市内の地域

(2) 上記1の(2)に掲げる地域にあっては、密閉性の高い建物(海域にあっては、密閉性の高い船室内)

3 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

- ・ 関係機関は、連携して、迅速な住民の避難誘導に努めること。
- ・ 避難は、関係機関と調整の上、安全な経路・場所を選択すること。
- ・ 避難中に不測の事態が発生した場合には、関係機関は緊密に連携し、避難住民の安全の確保に努めること。

4 主要な避難の経路

(1) 上記1の(1)に掲げる地域等

- ・ 千葉市が指定する避難施設を避難先として、避難誘導員の指示に従い、ただちに避難すること。
- ・ 警察の設定した立入禁止区域には、絶対立ち入らないこと。
- ・ 海域にあっては、ただちに当該海域外へ避難すること。

(2) 上記1の(2)に掲げる地域等

- ・ なるべく密閉性の高い建物(海域にあっては、密閉性の高い船室内)にただちに避難すること。

5 避難のための交通手段その他避難の方法

(1) 上記1の(1)に掲げる地域等

- ・ 交通手段等は、千葉市が定める避難実施要領に従うこと。
- ・ 自家用車は、在宅の要援護者を避難する場合以外は使用しないこと。
- ・ 携行品は、最低限のものとすること。

(2) 上記1の(2)に掲げる地域等

- ・ 建物(船室)は、窓を閉め、目張りにより密閉すること。
- ・ ガスや水道、換気扇を止め、出来るだけ窓のない中央の部屋に移動すること。

6 その他

避難方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い改めて避難の指示を行う。

訓練

消 第 5 1 0 d 号
平成 19 年 11 月 21 日

千葉市長 様

千葉県知事 堂本 暁子
(公 印 省 略)

緊急処理事態における救援の指示について

このことについて、武力攻撃自体等における国民の保護のための措置に関する法律第 1 8 4 条第 2 項の規定により、千葉県知事に国の緊急処理事態対策本部長から送付があった、貴市あての第 1 8 3 条において準用する第 7 4 条に基づく救援に関する措置を講ずる指示を送付します。

添付

国の緊急処理事態対策本部長からの救援に関する措置の指示

訓練

消 第 5 1 0 e 号
平成 19 年 11 月 21 日

第三管区海上保安本部長
千葉県警察本部長
千葉市長
千葉市消防本部消防長
市川市消防本部消防長

} 様

千葉県知事 堂本 暁子
(公 印 省 略)

化学物質等による汚染の拡大の防止に関する措置の要請について

このことについて、武力攻撃自体等における国民の保護のための措置に関する法律第 1 8 3 条において準用する第 1 0 7 条第 2 項に基づく汚染の拡大の防止に関する措置要請が千葉県知事にありました。

つきましては、サリンと認められる化学物質が散布等された場合においては、第 1 0 8 条の措置の実施に協力してくださるよう、第 1 0 7 条第 3 項に基づき、要請します。

添付

内閣総理大臣からの化学物質等による汚染の拡大の防止に関する措置の要請